

生駒市規則第 2 3 号

生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 4 月 3 0 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和 4 7 年 1 2 月生駒市規則第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第 7 項第 2 号中「1 0 0 分の 5」を「負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によって疾病の発生が確定した日（以下「災害発生の日」という。）における法定利率」に改める。

附則第 8 項、第 1 4 項第 2 号及び第 1 5 項中「1 0 0 分の 5」を「災害発生の日における法定利率」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。